

お知らせ

ウィズコロナへの取り組みです



「新しい生活様式」に対応するための住宅改修費用を補助します

問合せ先／県くらし・環境部住まいづくり課 (054-221-3081)

県では、テレワークを始めとした「新しい生活様式」に対応するための住宅改修に係る費用を補助します。詳しくは県住まいづくり課ホームページ「住まいの情報ガーデン」(<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310/garden/reform.html>) でご確認ください。



○対象

リフォームを実施する居住者または居住予定者(個人)

○対象事業

- ①テレワークスペースを確保するための改修費用(必須)
- ②①を実施したうえで「新しい生活様式」に対応するための感染予防や家事負担軽減などに要する改修費用として定められたもの。詳細は県くらし・環境部住まいづくり課にお問い合わせください。

○補助金額

事業費の2分の1(限度額:35万円)

○申請期間

- ①一般募集
7月1日(金)～8月25日(木)
9月1日(木)～11月30日(水)
- ②対象者限定募集
令和5年2月15日(水)まで

○申込み

申請期間内に一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター(054-202-5576)へお申し込みください。

お知らせ

巨大地震に備えましょう



無料の耐震診断から始めませんか

問合せ先／都市計画課 (979-8117)

いつ起こるか分からない大地震に備えるため、町では昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象に耐震診断を行い、補強計画の作成と補強工事の費用を補助します。



○地震対策補助金メニュー

令和4年度から補助額や要件を変更しています。各事業の詳細はお問い合わせください。

- ①無料耐震診断(わが家の専門家診断)
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を無料で専門家が診断します。
- ②補強計画作成・耐震補強工事
耐震診断にて倒壊のおそれがあると診断された木造住宅の補強計画を作成し、作成した補強計画に基づいて耐震補強工事を実施する場合、最大で100万円(高齢者のみが居住する住宅などは最大で120万円)の補助が受けられます。
- ③木造住宅の除却
昭和56年5月31日以前に着工された空き家を除いた耐震性のない木造住宅の全てを撤去する場合、最大で30万円の補助が受けられます。
- ④ブロック塀などの耐震化
私道を除く道路に面した危険なブロック塀の撤去を実施する場合、最大で26万6千円、全撤去から安全な塀などの設置を同一年度内に実施する場合、最大で59万9千円の補助が受けられます。

お知らせ

愛犬を守るためご協力ください



愛犬の登録・狂犬病予防注射について

問合せ先／環境衛生課 (979-8112)

犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は法律で飼い主に義務付けられています。

○犬の登録について

犬の登録が済んでいない人は環境衛生課で手続きをお願いします(登録費用3千円)。

○注意事項

狂犬病予防法に基づき、原則毎年4月1日～6月30日に予防注射を受ける必要があります。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などでやむを得ない場合には、12月31日(土)までに予防注射を受けてください。例年実施している集合注射は実施しません。直接、かかりつけの動物病院などで接種してください。なお、動物病院により注射手数料が異なります。事前にご確認ください。

お知らせ

ぜひ活用ください



雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費を補助します

問合せ先／都市計画課 (979-8117)

住宅の屋根に降った雨水を有効利用して、その流出を抑制するとともに地下水のかん養を図るため、雨水浸透施設または雨水貯留施設を設置する費用の一部を補助します。施設によって補助金の算出方法が異なります。詳細はお問い合わせください。

○対象

町内で敷地面積が1,000㎡未満の居住用住宅(併用住宅、共同住宅を含む)の所有者(建築予定者を含む)

○対象施設および補助金額

- ①雨水浸透施設：A型(上限6万円)、B型(上限5万円)
- ②雨水貯留施設：浄化槽転用型(上限8万円)、簡易貯留型(上限5万円)

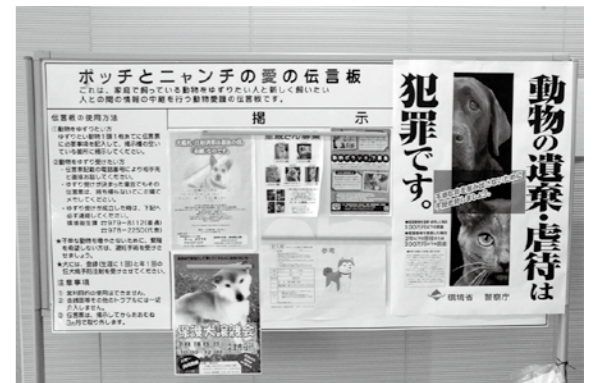
お知らせ

動物愛護の伝言板



ポッチとニャンチの愛の伝言板を設置しています

問合せ先／環境衛生課 (979-8112)



▲ポッチとニャンチの愛の伝言板

○ポッチニャンチの愛の伝言板とは

家庭で飼っている犬・猫などの小動物を譲りたい人と、動物を譲り受けたい人との間の情報をやり取りするための伝言板です。

○伝言板の設置場所

函南町役場1階 東側ロビー

○伝言板の使い方

- ▶動物を譲りたい人は、写真を持参し、環境衛生課窓口で小動物伝言票に必要事項を記入してください(動物1頭ごと1枚)。
- ▶動物を譲り受けたい人は、伝言板に掲示された伝言票を確認し、飼い主の人に直接連絡してください。

○注意事項

- ▶営利目的の使用はできません。
- ▶金銭面やその他トラブルには一切介入しません。
- ▶譲り受けが成立したときは環境衛生課へ必ず連絡してください。
- ▶掲示期間は3か月とします。